

# 習志野市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、習志野市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 政務活動費は、習志野市議会における会派(その所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

**第3条** 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、習志野市議会議員の一般選挙に伴い会派が結成された場合は、結成された日の属する月分から政務活動費を交付する。

5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし同日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

6 政務活動費は、交付月の末日までに交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

**第4条** 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第5条** 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

### （経理責任者）

第 6 条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

### （収支報告書の提出）

第 7 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告書（別記様式）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書又はこれに準ずる書類を添付して、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年 4 月 30 日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であつた者は、解散のときから 15 日以内に第 1 項の収支報告書を提出しなければならない。

### （政務活動費の返還）

第 8 条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第 5 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の全額の返還を命ずることができる。

2 市長は、会派がこの条例又はこの条例に基づく議長の定め違反して支出した場合、政務活動費の交付の決定を取り消し、又は既に交付を受けた政務活動費の全部若しくは一部を返還させることができる。

### （収支報告書の保存及び閲覧）

第 9 条 議長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

### （透明性の確保）

第 10 条 議長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

### （委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

### （施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

### （経過措置）

2 改正後の習志野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に改正前の習志野市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第 5 条第 2 項）

項目	内容	主な例
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器購入・リース代等

# 習志野市議会 各会派 政務活動費 収支報告

## (平成27年5月～平成28年3月)

会派名	所属議員名	人数	収入決済 (単位:円)	支出決済 (単位:円)											返還金 (単位:円) (比率)
				調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情 活動費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務所費	支出合計	
真政会	佐々木 秀一・ 鮎川由美 荒木 和幸・ 伊藤 寛 宮本 博之	5名	1,650,000	286,572	0	868,320	0	0	0	0	55,301	0	194,443	1,404,638	245,364 14.9%
公明党	小川 利枝子・ 木村 孝浩 清水 晴一・ 布施 孝一 真船 和子	5名	1,650,000	20,840	49,006	308,750	0	0	0	0	324,486	0	156,844	859,926	790,074 47.9%
元氣な習志野を つくる会	帯包 文雄・ 加瀬 敏男 関根 洋幸・ 田中真太郎	4名	1,320,000	434,254	85,000	619,920	0	0	0	0	78,840	0	77,866	1,295,880	24,120 1.8%
輝く習志野を つくる会	関 桂次・ 相原 和幸 飯生 喜正・ 清水 大輔	4名	1,320,000	610,861	0	0	0	0	0	0	29,484	0	140,306	780,651	539,349 40.9%
日本共産党	谷岡 隆・ 荒原 ちえみ 入沢 俊行	3名	990,000		0	784,188	0	0	0	0	90,205	0	129,012	1,003,405	0 0.0%
民意と歩む会	佐野 正人・ 木村 孝 立崎 誠一	3名	990,000	216,522	137,700	551,932	0	0	0	28,920	54,926	0	0	990,000	0 0.0%
環境みらい	央 重則・ 市角 雄幸 中山 恭順	3名	990,000	589,603	16,100	52,816	0	0	0	0	88,734	0	188,515	935,768	54,232 5.5%
新社会党・ 無所属の会	宮内 一夫・ 藤崎 ちさこ	2名	660,000	35,190	20,820	351,992	0	0	0	0	144,703	0	66,395	619,100	40,900 6.2%
都市政策研究会	平川 博文	1名	辞退											0	
合計		30名	9,570,000	2,193,842	308,626	3,537,918	0	0	0	28,920	866,679	0	953,381	7,889,366	

尚、上記の詳細を閲覧希望される方は、情報開示請求を行えば、どなたでも閲覧ができます。